

仕様書

- <1> 保険種目 海外旅行傷害保険
使用約款 海外旅行傷害保険普通保険約款及貴社が使用する類似の約款或いは特別約款等による。
- <2> 目的 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの出張命令を受け海外出張する役職員のケガによる傷害治療費用及び疾病による疾病治療費用を補償するもの。
- <3> 契約方式 包括契約方式(企業包括契約方式)
- <4> 契約者 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- <5> 被保険者 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの役員あるいは被用者で、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの出張命令を受けた者
- <6> 保険期間 被保険者が出張を開始した日から終了する日までの期間
- <7> 備付台帳 契約者は、各被保険者につき次の各号の明細を、海外出張が開始する前に、インターネットにて保険会社に通知するものとする。
(1) 被保険者名
(2) 年令
(3) 保険期間(出張期間)
(4) 保険金額
(5) 旅行先(出張地名)
通知に対する保険料は、契約期間終了後に保険会社に支払う。
- <8> 保険料支払 一時払い、保険料払込猶予特約条項
平成30年度実績に基づく暫定保険料を支払い、契約期間終了後に実績に基づく保険料との精算を行う。ただし、暫定保険料は年間相当分とする。
- <9> 保険金額 1名につき
旅行期間が3ヶ月以内は、治療費用(傷害および疾病)200万円
旅行期間が3ヶ月超は、傷害治療費用・疾病治療費用夫々200万円
- <10> 付帯特約 感染症追加担保特約条項
免責金額・日数や縮小てん補などは付帯しない。
- <11> 被保険者数 別紙明細書のとおり
- <12> 平均期間 別紙明細書のとおり
- <13> 包括契約 令和2年(2020年)4月1日午前0時から令和3年(2021年)3月31日午後12時(1年間)
契約期間
- <14> 備考 ●本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。
●保険料計算書および各社が使用する約款、特別約款等、担保内容が分かる書類(特約等の全ての文言を含むもので、これらの書類は手書きまたはコピーでも可、明細書の添付は不要)を入札説明書に定める期限までに提出すること。
●提出部数は2部とし、提出に際して当所が保険仲立人として指名している共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社(東京都中央区日本橋2-2-16、担当者:荒川進之助)に提出すること。
●共立インシュアランス・ブローカーズ(株)扱いとする。
●保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。
●本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、当センターの指示に従うものとする。

以上